

森林計画・森林経営編 Q&A

1 自分が所有する森林の伐採をしたいが手続きが必要ですか

森林法により、森林所有者等が『地域森林計画』の対象となっている森林の立木を伐採する場合は開発行為を伴う伐採の有無にかかわらず森林の所在する市町長へ事前に『伐採及び伐採後の造林の届出書』（様式1）を提出することが義務付けられています。



また、届ける時期は伐採を始める90日から30日前までです。

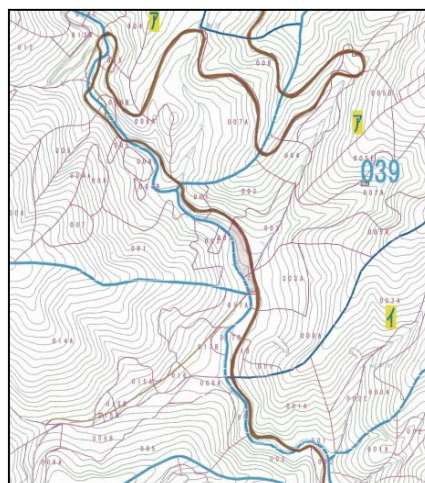
2 『地域森林計画』対象森林かどうか確認する図面がほしい

県では、森林計画業務に関連して森林計画データ（森林簿・森林基本図・森林計画図）を作成しており利用希望者にはデータの閲覧、交付、複製及び使用（別記様式第2、3号）を行っています。

①森林簿を利用希望する場合は『森林簿利用申請書』（別記様式第1号）を提出してください。電子データの交付を希望する場合は『森林簿利用申請書』と併せ『誓約書』（別記様式第4号）を提出して下さい。

②森林基本図・森林計画図の閲覧または交付を希望する場合は『森林基本図等閲覧

・交付申請書』（別記様式第2号）を提出してください。 森林計画図(見本)



森林計画データは、森林のある市町にもありますのでその市町の林務担当部署にお問い合わせください。

3 栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る 入札に参加したい

平成27・28年に環境森林部が発注する森林整備業務の入札参加手続きは
平成27年4月1日（水曜日）から平成29年2月17日（金曜日）まで環境森林部
森林整備課で随時受け付けています。



登録には、県土整備部で作成する
測量・建設コンサルタント等業務入札
参加資格者名簿のうち草刈り業務に登
載されていることが条件になっていま
す。

また、森林整備業務の施工管理能力
を有すると認められる職員を雇用してい
ることが必要です。

くわしくは森林整備課技術調整担当（TEL 028-623-3285）にご相談ください。

4 森林の手入れをするため補助を受けたい

森林整備については、豊かな水資源を育み山地防災、地球温暖化防止対策など
森林の持つ公益的機能を高めることから、条件に合えば補助が受けられます。

補助対象作業は森林を管理していくために必要な、苗木の植栽、下刈り、
除伐、間伐などです。

森林整備をするのにどれくらい経費がかかるのか、どのように整備していけば
よいのかお知りになりたい時は、県南環境森林事務所、最寄りの市町林務担当部署、
森林組合に相談してください。

5 森林整備の技術を学びたい

森林整備の作業の中でもチェーンソーや草刈機を使う場合には危険ですので講習を受けましょう。また、業務として使用する場合には『労働安全衛生法』に基づき『伐木等の業務（大径木等伐木作業・チェーンソー作業）特別教育』・刈払機取扱作業安全衛生教育などの講習を受ける必要があります。

また、林業技能者のスキルアップのための『林業カレッジ』等も開講されています。くわしくは県南環境森林事務所 (TEL 0283-23-1441)、林業・木材製造業災害防止協会栃木県支部 (TEL 028-652-2153)、県林業労働力確保支援センター (TEL 028-623-3710) にご相談ください。



チェーンソーによる伐倒



チェーンソーによる玉切

6 管内の市町林務担当部署

足利市産業観光部農林整備課
栃木市産業振興部農林課
佐野市産業文化部農林振興課
小山市経済部農政課
下野市産業振興部農政課
壬生町経済部農政課
野木町産業建設部産業課

TEL 0284-20-2164
TEL 0282-21-2386
TEL 0283-61-1163
TEL 0285-22-9255
TEL 0285-48-2143
TEL 0282-81-1839
TEL 0280-57-4151